

理事等の報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人愛和会

社会福祉法人愛和会 理事等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛和会 定款第8条及び第22条の規定に基づく、理事・監事・評議員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 理事・監事・評議員の報酬は、勤務実態に即して支給することとし、業務執行理事及び理事・監事・評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 理事及び評議員が、次の事業等に従事するときは、報酬を支給することができる。

(1) 施設長の全般的指導及び補佐を行う

(2) 施設の運営及び経営強化のための相談・指導・助言等を行う

(3) 施設の人事管理及び施設サービス提供に関する指導・助言等を行う

3 理事及び評議員の勤務する日時は、1ヶ月に8日とし、1日2時間を目途とする。

4 この支給の対象となる理事及び評議員は、理事会の承認した者とする。

(報酬の額等)

第3条 前条により報酬を支給することができる理事は次に定めるとおりとする。

(1) 理事長の月額 100,000円とする。

(2) 理事長の報酬総額年額 4,800,000円以内とする。

ただし、社会福祉法人愛和会会計の収支状況等によっては、支給しないことがある。

(費用弁償)

第4条 理事・監事・評議員がその職務を行うために旅行した時は、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、高速道路使用料及び宿泊料とし、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料は、別表第1に定めるところにより、航空賃及び高速道路使用料の額は、現に支払った旅客運賃又は使用料による。

3 定款第6条、第11条及び第26条による招集に応じ会議に出席した理事・監事・評議員・評議員選任・解任委員に対し、その日数に応じ費用弁償（交通費）として、1日5,000円を支給する。

4 監事が前項のほか、監事の職務に服したときは、前項を適用する。

(支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償の支給については、職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。